

【テーマ4】 日常生活を支える公衆衛生の向上

めざす方向

- 危険ドラッグ等の薬物乱用防止の推進を図ります。
- 食のグローバル化が進むなか、事業者による HACCP の導入や食品表示法に基づく新表示への移行を促進し、府民の食の安全安心の確保を図ります。
- 生活衛生営業施設（理美容所、旅館等）の衛生対策等を通じ、府民の生活衛生の維持・向上を図ります。
- 持続可能な府域水道事業の構築に向けた水道事業の基盤強化(*36)のため、府域一水道の早期実現を目指します。
- （地独）大阪健康安全基盤研究所との連携を確保しつつ、機能強化等の取組みを促進し、府域全体のセーフティネットの向上を図ります。
- 府保健所業務を検討し、将来にわたって府民への良質な保健衛生サービスを提供できる体制を整えます。

危険ドラッグ等の薬物乱用防止の推進

| <今年度何をするか（取組の内容、手法・スケジュール等）> | <何をどのような状態にするか（目標）> | <進捗状況（R2.3 月末時点）> |
|---|--|---|
| <p>■危険ドラッグ対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな危険ドラッグの国内流通を防ぐため、「大阪府薬物の濫用の防止に関する条例」に基づき、国に先駆けて知事指定薬物への指定を行うべく、地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所と協力し、継続的に未規制の危険ドラッグの調査研究を行う。 (調査対象品目数：20品目以上) <p>■薬物乱用防止啓発活動</p> <p>青少年に対して、大麻の危険性を含めて乱用薬物に関する正しい知識の普及を図るため、次の取組みを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学の協力を得て、講義やチラシ配布等の啓発を行うと共に、大学による自発的な啓発活動を支援する。 ・小・中・高校による薬物乱用防止教室 100%実施をめざし、薬物乱用防止指導員を派遣等支援する。 ・教育現場以外についても、民間ボランティア・関係機関・関係団体と連携し、広報・啓発活動を実施する。 (青少年が多く集まる場所におけるイベント活動) (多様な広告媒体を活用した啓発活動の展開) (地域主体の啓発活動の支援) | <p>◇成果指標（アウトカム） (定性的な目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査研究結果に基づき、迅速に知事指定薬物に指定。 【参考】平成30年度の指定品目数：14品目 <p>◇成果指標（アウトカム） (定性的な目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学生の薬物、特に大麻に関する理解の向上 ・薬物乱用の危険性に関する小・中・高校生等への正しい知識の普及 ・青少年をはじめとした府民への薬物乱用防止啓発の実施と安心安全なまちづくりの推進 | <p>○地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所と協力し、未規制の危険ドラッグの調査研究を実施。当該結果に基づき、新たに知事指定薬物を指定。 調査実施品目数：21品目 【参考】令和元年度の指定品目数：15品目</p> <p>○大学内での啓発の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学関係者向け説明会開催（7月）23大学参加 ・大学内での薬物乱用防止啓発活動への資料提供 <p>○薬物乱用防止教室実施支援等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・薬物乱用防止指導員等への研修会開催（6月214名参加、7月146名参加） ・小・中・高校の薬物乱用防止教室への指導員派遣及び資料提供 ・薬物乱用防止教室の実施率 小学校 100%、中学校 100%、高校 100% <p>○教育現場以外における啓発の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本府海外留学フェアで大麻啓発資料配布（4月） ・野外音楽フェスでの啓発資料配布（5月） ・青少年の集まる場所でのキャンペーンの実施（7月JR天王寺駅、10月海遊館前、11月神農祭「おくすりキャライベント」） |

食の安全安心の確保

<今年度何をするか（取組の内容、手法・スケジュール）>

■ HACCP の普及啓発と導入支援

- ・ 各種業界団体と協力した HACCP 講習会の開催や啓発リーフレットの配布（講習会の開催回数：20 回、通年）
- ・ 各保健所、市場食品衛生検査所での HACCP 導入セミナーの開催（開催回数 20 回、通年）
- ・ 各保健所の監視指導による導入支援（通年）
 - ▶ 「HACCP に基づく衛生管理」対象施設：82 施設
 - ▶ 「HACCP の考え方を取り入れた衛生管理」対象施設：約 21,000 施設

■ 食品表示の適正化の推進

- ・ 重点監視施設である食品製造・加工施設のうち、新表示へ移行できていない施設に対して集中的に指導を行い、移行促進を図る。（通年）
 - ▶ 対象：平成 30 年度新表示移行状況調査において、未移行の 294 施設
- ・ 業界団体が主催する食品表示学習会への講師派遣（食品表示学習会 20 回・理解度 95%、通年）
- ・ 中小規模事業者向け食品表示研修会の開催
 - ▶ 各保健所、市場食品衛生検査所単位で各 1 回（計 11 回、通年）
 - ▶ 府及び府内政令市・中核市が合同で開催（1 回、10 月まで）

<何をどのような状態にするか（目標）>

◇成果指標（アウトカム）

（定性的な目標）

- ・ 食品事業者の HACCP の認知度及び理解を高め、導入を促進。

◇成果指標（アウトカム）

（定性的な目標）

- ・ 食品表示に責任を有する事業者に対して、食品表示基準に沿った新表示への移行を促進。

<進捗状況（R2.3 月末時点）>

- 各種業界団体と協力した HACCP 講習会の開催や啓発リーフレットの配布（講習会の開催回数：13 回）
- 各保健所、市場食品衛生検査所での HACCP 導入セミナーの開催（開催回数：35 回）
- 各保健所の監視指導による導入支援
 - ・ 「HACCP に基づく衛生管理」対象施設：89 施設
 - ・ 「HACCP の考え方を取り入れた衛生管理」対象施設：22,635 施設

- 未移行の対象全施設に対し新表示移行の指導を実施。
- ▶ 業界団体が主催する食品表示学習会への講師派遣（17 回・理解度 95.8%）
- 中小規模事業者向け食品表示研修会の開催
 - ・ 保健所で 20 回、市場食品衛生検査所で 3 回（合計 23 回）
 - ・ 府及び府内政令市・中核市が合同で開催（2 回・9 月に実施）

生活衛生営業施設の監視指導及び違法民泊対策

| <今年度何をするか（取組の内容、手法・スケジュール）> | <何をどのような状態にするか（目標）> | <進捗状況（R2.3月末時点）> |
|--|--|--|
| <p>■生活衛生営業施設の監視指導及び違法民泊対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活衛生営業施設に対して、「大阪府保健所環境衛生業務実施計画(*37)」に基づき、立入検査を行う。 民泊施設を掲載するインターネット仲介サイトや、府民等からの通報等の情報をもとに府所管区域で違法に営業している民泊営業者に対し指導する。 違法民泊施設の多い大阪市において、違法民泊対策が円滑に進むよう、「大阪市違法民泊撲滅チーム(*38)」に、府として広域的な立場から参画する。 国に対し住宅宿泊仲介業や管理業への指導の徹底や、住宅宿泊事業法による年間上限宿泊日数(180日)の規定を正確に確認できる仕組み作りについて働きかけるとともに、関係機関と情報共有を行う。 <p>(スケジュール)</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活衛生営業施設及び違法民泊に対し、年度を通じて監視・指導する。 大阪市の違法民泊撲滅チームについては年度を通じ府の役割を果たしていく。 | <p>◇成果指標（アウトカム）</p> <p>（定性的な目標）</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活衛生施設の衛生水準の維持・向上 違法民泊の撲滅と適正な民泊サービスの普及 | <ul style="list-style-type: none"> 各保健所の環境衛生業務実施計画に基づき、立入検査を実施。 平成 31 年 3 月末時点でインターネット仲介サイトに掲載されている施設の適法性の確認調査を行ったところ、府所管区域では違法施設の掲載は認められず。その後の継続的な調査において、2 件の違法施設の掲載を確認。指導により掲載削除。また、違法民泊疑いとして通報のあった 11 件について、現場調査等により違法民泊施設に該当しないことを確認。 大阪市違法民泊撲滅チームについて、平成 30 年度に発足後計 5 回委員会を開催（R 元年 2 回）。府も広域的な立場から参画。違法民泊の現状、課題について関係機関と協議、情報共有。 宅宿泊事業法の適正な運用のため、仲介業者等への指導の徹底や、年間上限宿泊日数の正確な確認のための仕組み作り等について、平成 31 年 3 月の要望に加え、国主催の担当者会議（5 月、8 月、11 月、3 月）において議題提案し、国の対応状況を確認。 |

水道事業の基盤強化

| <今年度何をするか（取組の内容、手法・スケジュール）> | <何をどのような状態にするか（目標）> | <進捗状況（R2.3月末時点）> |
|--|---|---|
| <p>■水道事業の持続性を確保するための取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 府域全水道事業者が参加する「府域一水道に向けた水道のあり方協議会」において、府域一水道の下で考えられる効率的な施設配置パターンや、それぞれについての効果額の算定等を行う。 <p>(スケジュール)</p> <ul style="list-style-type: none"> 幹事会等を経て、最終的に協議会総会を開催（年度内） | <p>◇成果指標（アウトカム）</p> <p>（定性的な目標）</p> <ul style="list-style-type: none"> 府域一水道による財政効果額等を示すことによる機運醸成 | <ul style="list-style-type: none"> 総会 1 回、幹事会 1 回、専門部会 3 回、作業部会 5 回、ブロック会議延べ 20 回開催。 浄水場・送配水施設や拠点施設の配置パターンを検討し、効果額を算定。 一水道のメリット・課題や当面の広域化の取組について整理。 上記を記載した、「府域一水道に向けた水道のあり方に関する検討報告書」をとりまとめ、公表。（3 月） |

| | | <p>・本報告書は持続可能な府域水道事業の構築に向け、府域一水道に関する関係者の共通認識として整理したものであり、今後のさらなる取組みの土台となるもの。</p> |
|---|---|--|
| <p>地方衛生研究所の機能強化</p> | | |
| <p><今年度何をするか（取組の内容、手法・スケジュール）></p> | <p><何をどのような状態にするか（目標）></p> | <p><進捗状況（R2.3月末時点）></p> |
| <p>■ 地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所における機能強化等の取組み促進</p> <p>・同研究所が「西日本の中核的な地方衛生研究所」に相応しい機能を備えることができるよう、法人運営のサポート及び、一元化施設の整備に向けた取組みを促進する。</p> <p>（スケジュール） 通年⇒ 研究所機能の強化 令和2年3月⇒ 一元化施設の実施設計の策定等</p> | <p>◇ 成果指標（アウトカム） （定性的な目標）</p> <p>・「西日本の中核的な地方衛生研究所」に資する研究所機能の強化</p> | <p>○ 同研究所において以下の取組みを実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・麻しん流行に際し、検査におけるウイルスの遺伝子情報を両センター（森ノ宮C・天王寺C）で共有し、疫学情報と関連づけ、感染経路の推定や感染拡大の抑制につながる詳細な調査・検査結果等を行政に還元。併せて、HPやマスコミを通じて、情報発信力を強化。 ・G20 大阪サミットへの対応として、府全域のサーベイランス強化や、府・市から依頼された食品検査及び関連施設にかかるふきとり検査を実施。（6月） ・研究所機能が最大限発揮できるよう一元化施設の整備に向け、平成29年度に策定した基本計画及び平成30年度に策定した基本設計をもとに、実施設計図書等を作成。（3月） ・新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、大量の検査に的確に対応するとともに、大阪府に対する適切な助言を実施。（1月～） |
| <p>府保健所業務の検討</p> | | |
| <p><今年度何をするか（取組の内容、手法・スケジュール）></p> | <p><何をどのような状態にするか（目標）></p> | <p><進捗状況（R2.3月末時点）></p> |
| <p>■ 中核市移行を見据えた将来の府保健所業務の検討</p> <p>・中核市移行の進展に伴い、府保健所が所管する区域・人口が減少する中で、府保健所に求められる機能を精査し、保健医療関係業務や衛生関係業務のあり方を検討する。</p> <p>（スケジュール） 通年⇒ 保健所業務の検討</p> | <p>◇ 成果指標（アウトカム） （定性的な目標）</p> <p>・限られた資源の有効活用、中核市との役割分担や連携強化に向けた方向性の取りまとめ</p> | <p>○ 府保健所に求められる機能を精査し、生活衛生関係について、食品衛生、環境衛生に関する広域業務を集約するなど実施体制の見直しを実施。</p> |